

入会のご案内



公益社団法人 藤沢市歯科医師会

本会への入会について

1 会の目的

本会は、市民の福祉の増進と会員の歯科技術の発展及び地域の歯科保健の向上を目的として、昭和 23 年藤沢市歯科医師会を設立、紆余曲折を経て昭和 47 年 6 月に民法第 33 号に規定する社団法人藤沢市歯科医師会を組織いたしました。平成 18 年 11 月には創立 60 周年を迎え、会員数は平成 26 年 4 月現在 211 名を数えます。また、平成 26 年 4 月より公益社団法人として地域社会に貢献すべく進んでおります。

2 会員としての義務

入会されると、本会が行う諸事業へご協力いただくことをはじめとして、本会発展のための部員・委員への就任、また行政機関からの依頼による学校歯科医、乳幼児歯科健診嘱託医、障害者歯科診療・要介護高齢者歯科診療担当医、および学術研修への積極的な参加、休日急患歯科診療担当医をお願いしています。

3 上部歯科医師会への入会の義務

本会に入会する会員は、本会定款の規定により一般社団法人神奈川県歯

科医師会、公益社団法人日本歯科医師会に入会することが定められており
ます。本会への入会手続きが終了した後は、神奈川県歯科医師会・日本歯
科医師会への入会手続きをお願いしています。

4 入会に必要な経費の納入について

理事会で入会が承認されると、「入会承認通知書」をお送りしますの
で、通知書受領後 15 日以内に本会が指定する金融機関口座へ、入会に必
要な経費を納付していただきます。

なお、経費の納付は一括納付が原則ですが、一括納付することが著しく
困難な場合につきましては、4 年間で分割納付することも可能です。
(分割納入に関しましては、別途資料をお読みください。)

5 入会納入経費

経費の内訳につきましては「13 ページ」をご覧ください。

6 活動組織への所属

入会されると、本会の活動組織として専門部会（2）、特別委員会（3）
委員会（1）及び部会（8）の何れかに所属していただき、組織活動に積極
的に参加していただきます。

7 入会に必要な提出書類

- (1) 入会申込書
- (2) 履歴書
- (3) 身上書
- (4) 診療所開設所在地略図
- (5) 診療所施設配置図
- (6) 同窓会（校友会）確認書（同窓会・校友会がない場合は省略）
- (7) 誓約書
- (8) 約束
- (9) 会員届
- (10) 歯科医師免許証の写し（A4版・コピー可・1枚）
- (11) 顔写真（カラー、モノクロいずれも可・正面・無帽・無背景
縦4cm×横3cm・必要枚数3枚）

公益社団法人 藤沢市歯科医師会の組織

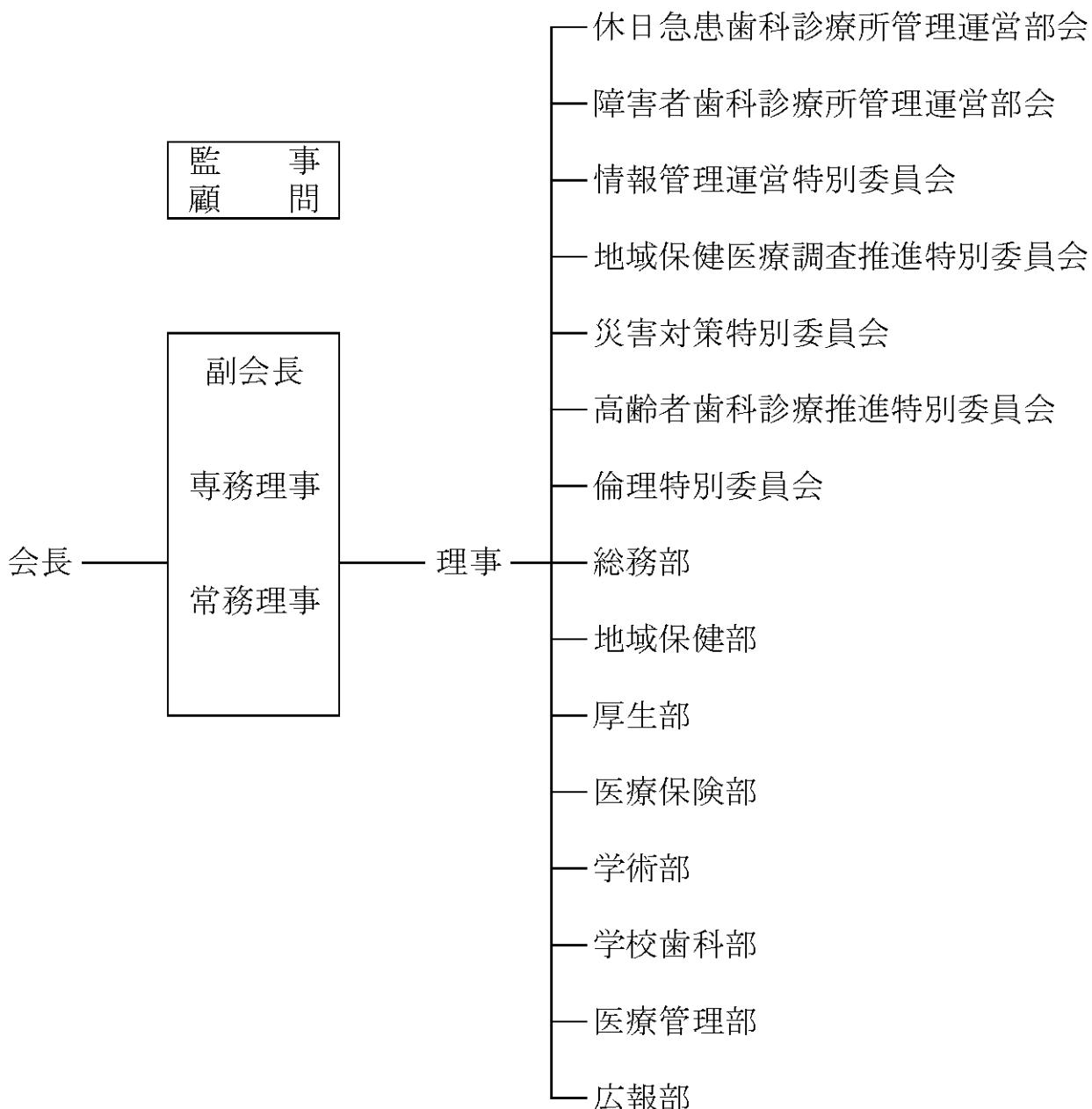
1 理事会（21名）

会長、副会長（2名）、専務理事、常務理事（5名）、
地区理事（10名）、監事（2名）

2 常務会（9名）

会長、副会長（2名）、専務理事、常務理事（5名）

3 組織図



4 専門部会・特別委員会・委員会および部会の主な職務、事業

(1) 休日急患歯科診療所管理運営部会

- ①診療所の管理運営に関すること
- ②診療所の事業計画の企画立案、予算の執行管理および決算に関すること
- ③診療所の施設整備に関すること
- ④診療所の診療執行体制および診療担当編成に関すること
- ⑤診療所スタッフの資質の向上を図るための研修計画および研修の実施

(2) 障害者歯科診療所管理運営部会

- ①診療所の管理運営に関すること
- ②診療所の事業計画の企画立案、予算の執行管理および決算に関すること
- ③診療所の施設整備に関すること
- ④障害者に対する公衆衛生の普及および予防医学の研究に関すること
- ⑤障害者歯科・高齢者歯科についての会員並びにスタッフに対する研修
- ⑥障害者医療、高齢者医療の供給システムに関する調査研究

(3) 情報管理運営特別委員会

- ①P Cハードの管理運営に関すること
- ②P Cソフトの管理運営に関すること
- ③P Cの有効活用に関すること

(4) 地域保健医療調査推進特別委員会

- ①本会組織をあげて取り組むべき歯科保健の方針
- ②本会における歯科保健事業の調査研究
- ③その他、本会が取り組むべき歯科保健の重要課題の検討

(5) 災害対策特別委員会

- ①災害対策の活動計画の企画立案
- ②災害および防災に関する情報の収集
- ③災害発生時の救護活動に必要な物資の準備および管理
- ④災害時における会員連絡網の整備
- ⑤会員への災害に関する知識の啓蒙普及

(6) 高齢者歯科診療推進特別委員会

- ①一般の診療所での治療困難な老人等の歯科診療の実施
- ②治療患者への事前の患者調査訪問
- ③高齢者等の歯科治療技術の研究および研鑽
- ④高齢者に関する学会への研究発表および参加

(7) 倫理特別委員会

- ①会員としての使命に相応しい倫理の構築について協議検討する
- ②会員の学会、講演会等における発表演題の診査、承認をおこなう
- ③定款・定款施行規則に基づくコンプライアンスの徹底をする
- ④本会の運営における自浄作用を促す役割を果たすこと

(8) 総務部

- ①各事業予算のとりまとめおよび決算のとりまとめ
- ②各事業執行予算の監査事務のとりまとめ
- ③本会会計、休日会計、委託金会計および福祉共済金会計の予算編成
並びに決算に関すること
- ④公認会計士事務所との会計処理の調整に関すること

(9) 地域保健部

歯科保健の重要性「体の健康はお口の健康から始まる」をテーマに、対象者の年代を問わず幅広い市民に対して、イベントなどを通じて啓発活動を行っています。

- ①「歯と口の健康週間」にちなむ行政・各関係団体との連携による「お口の健康フェスティバル」の開催
- ②日本口腔衛生学会への参加

③1月8日（よい歯の日）にちなみ「高齢者よい歯のコンクール」の開催

④藤沢市のたばこ対策キャンペーンへの参加

⑤その他行政との市民向け啓発活動への協力参加

(10) 厚生部

会員相互の親睦と福祉の増進を図るため、本会の厚生事業として会員の

健康管理はじめ、次の事業を展開しています。

①会員旅行の開催

②新年会の開催

③会員健康管理（血液検査・B型肝炎ワクチン・人間ドック）

④高齢会員懇親会

⑤青葉の会（入会3年未満の先生方との懇親会）

(11) 医療保険部

診療報酬改定のための講習会をはじめ、新たに本会会員となった方の

ために診療報酬請求のための助言等、部の諸事業に取り組みを行っています。

①「保険だより」年5回発行

②講習会の開催（全会員対象：年2回、新会員対象：年1回、受付事務
対象：年1回）

③その他、社会保険に関する諸事業

(12) 学術部

会員の学術的知識の向上と普及を図るため大学会をはじめ、症例報告を通して会員に学術情報を積極的に提供し、学術知識の向上を目指して積極的な取り組みを行っています。

- ①大学会の開催（年2回）
- ②小学会の開催（年2回）
- ③近隣歯科医師会との連携による講演会の開催
- ④藤沢市民病院との連携による口腔科学会での講演

(13) 学校歯科部

次代を担う児童・生徒、新入学児童のための口腔健診、指導および相談を教職員・保護者を対象に行なうなど、歯科保健事業を行っています。

- ①園医・校医の選出、推薦
- ②歯とお口の健康週間パネル展示
- ③全国学校歯科保健研究大会への参加
- ④藤沢市学校保健大会への参加
- ⑤研修会の開催
- ⑥学校医永年勤続表彰式への参列

(14) 医療管理部

会員の医療経営をはじめとして、これらに付随する院内管理・雇用管理・税務対策・市場調査及び開発等、診療所経営について最新の情報を探査、提供し、会員が市民に安心・安全な歯科医療を提供できるよう研鑽できる場を設けます。

- ①青色申告会による研修会の開催
- ②医療管理講習会の開催
- ③会員向け税務講習会の開催
- ④日本歯科医療管理学会への参加
- ⑤日本歯科医療管理学会関東支部大会への参加
- ⑥D H向け講習会の開催

(15) 広報部

本会で行われている各部・委員会の事業について取材や報告を受け、誌面にて会員にお伝えしています。また、神奈川県歯科医師会の月報・会報に投稿を行っています。

- ①各部・委員会事業の取材と報告のとりまとめを行い、会員向けの会報作成（ふじさわ歯報） 年3回発刊
- ②理事会の報告（理事会ニュース）
- ③神奈川県歯科医師会への投稿
- ④本会H Pの管理運営に携わること

5 藤沢市・県歯科医師会との連携による事業

(1) 休日急患歯科診療

日曜・祝日・年末年始に、市内 2ヶ所の休日急患歯科診療所で急患の処置を行っています。

診療施設：藤沢市口腔保健センター内 藤沢市南休日急患歯科診療所

藤沢市保健医療センター内 藤沢市北休日急患歯科診療所

診療時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 障害者歯科診療

市内に住民登録している方、市内の障害者通所施設を利用している心身に障害をお持ちの方を対象に、歯科治療を行っています

診療施設：藤沢市口腔保健センター内 藤沢市南部歯科診療所

藤沢市保健医療センター内 藤沢市北部歯科診療所

診療日時：藤沢市南部歯科診療所/ 火・木曜日 午後 1 時から 5 時

藤沢市北部歯科診療所/ 木曜日 午後 1 時から 5 時

(年末年始および 8/15 を含む週の当該曜日は休診)

(3) 要介護高齢者歯科診療

市内に在住し、原則 40 歳以上の、寝たきりのために通院による歯科治療が困難な方を対象に、歯科大学病院等より派遣された全身管理担当

歯科医師との共同診療を行っています。

診療施設：藤沢市口腔保健センター内 藤沢市南部歯科診療所

藤沢市保健医療センター内 藤沢市北部歯科診療所

(要介護高齢者歯科)

診療日時：木・日曜日 午前9時30分から午後12時30分まで

(祝日・8/15を含む週および12/28から1/4の当該曜日休診)

(4) 高齢者等歯科診療推進事業

市内に住民登録を有する40歳以上の在宅寝たきり老人等について

会員による登録歯科医師が訪問歯科診療を行っています。

(5) 老人保健法による歯周疾患予防健康相談（成人歯科健診）

40歳以上の一般市民を対象とした健康相談

(6) 1歳6ヶ月児歯科口腔健診および相談指導

健診施設：藤沢市保健所・南保健センター

藤沢市保健医療センター・北保健センター

派遣歯科医師数：1回3名 年間48回実施

(7) 2歳児歯科口腔健診および相談指導

健診施設：藤沢市保健所・南保健センター

藤沢市保健医療センター・北保健センター

派遣歯科医師数：1回2名 年間48回実施

(8) 3歳6ヶ月児歯科口腔保健および相談指導

健診施設：藤沢市保健所・南保健センター

藤沢市保健医療センター・北保健センター

派遣歯科医師数：1回2~3名 年間48回実施

(9) 学校歯科健診

学校保健法に基づく小・中・高等学校、養護学校の児童・生徒の口腔

健診および指導

公益社団法人藤沢市歯科医師会 会員入会納入経費の内訳

平成26年4月1日現在

経費の名称	団体名・会員種別	公益社団法人 藤沢市歯科医師会	
		第一種	第二種
1 入会金		1,200,000	800,000
2 口腔保健センター賦課金		800,000	0
3 営繕積立金		12,000	0
4 会費		72,000	72,000
5 福祉共済金		6,000	6,000
6 連盟会費		12,000	12,000
入会時納入合計額		2,102,000	890,000

- 注1 入会経費のうち、本会分の1および2の合計額2,000,000円は、4年間の分割納付ができます。
2 本会分3,4,5および6については、入会が4月から9月の間に入会した場合は12ヶ月分を、10月
から3月の間に入会した場合は6ヶ月分を納入していただきます。